

景観まちづくりの推進イメージ

守る・つくる

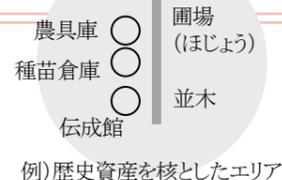
景観特性ごとの取組イメージ

- 沿道や河川の清掃・美化活動/○不法投棄防止の啓発・情報発信
- 適正な植生の保全/標津川・当幌川を含む支流の水質維持調査
- 希少種を含む生物調査及び保護 など
- 河畔林帯幅の確保
- 林帯が不足している箇所植樹及び既存林帯の維持、保全
- 河畔林の造成、河川沿いの草地造成の際の確保/○沢地（小河川）の保全 など
- 防風林の適切な更新・施業/○耕地防風林の造成検討
- 屋敷林の造成/市街地近郊の自然林の保全/○河畔林の維持、造成
- 標津川・当幌川を含む支流の水質維持調査/○希少種を含む生物調査及び保護
- 郷土の草花を取り入れた庭づくりや沿道等の緑地整備 など
- 防風林の適切な更新・施業/○効率的な営農環境・活動に向けた、適切な作業動線の形成
- 酪農景観を活かしたアクティビティ体験等の企画・情報発信
- 来訪者に対する農村環境におけるマナー啓発/○農村地域で暮らす人たちのコミュニティづくり など
- 防風林の適切な更新・施業/○効率的かつ効果的な更新計画・施業手法の検討（共同施行団地等の手法）
- 沿道の多面的活用を視野に入れた樹林帯の充実化（防風・防雪、観光ルート、堆肥臭の軽減等）
- 景観、防風等の機能面を考慮した特別措置等の検討による耕地防風林造成の検討
- 伐採木の木材利用促進・付加価値化の検討
- 自然観察・景観学習や教育機会の創出/○地場森林材を活用した販促商品の検討 など
- 中心部のにぎわいづくり
- 商業施設や店舗前において、人々をもてなす設え・演出
- 沿道に対してにぎわいを表出させる設え/○空き地の有効活用
- 従業員が働きやすい労働環境の整備
- 沿道に接する敷地前に緩衝帯（音・におい等の吸着）としての緑地・樹林地整備
- 地域の風土にあった住まいづくり、暮らし方の研究・啓発
- 維持管理しやすく、味わいのある建築素材の検討
- 住宅等における花とみどりづくりの推進/○オール中標津産原材料による食品等の商品開発 など

※以下の要素は、全町域に広がり、市街地等にもかかわるため、将来的には市街地の特定のエリアを景観形成重点区域として景観まちづくりを展開

- 自然環境・田園環境の保全
- 公園施設、街路樹等の適切な維持管理/○河川及び河畔林の適切な維持管理
- 斜面林、屋敷林など身近な樹林地の保全
- まちなかの回遊ルートの整備検討 など

- 景観学習（郷土学習）への資源の活用
- 歴史的建造物の適切な保全/○将来資産の発掘と評価
- 歴史資産の観光資源としての活用検討
- 地域特性を活用した観光振興
- 交流・観光商品の開発検討 など



景観形成区域と連動

中標津町の景観形成のルール（景観法に基づく）

中標津の「風土に調和」した良好な景観を「後世に引き継ぐ」景観形成

→中標津町全域での景観形成

8つの区域における景観形成

1) 「地球が丸く見える」開陽台の「景勝地としての価値」を高める景観形成  
→開陽台周辺区域 ※景観形成重点区域

2) 「道東地域の空の玄関口」として、「豊かな農村環境」を印象づける景観形成  
→空港周辺区域（空港の敷地から、概ね2,000mの範囲内）

3) 「まちと農村」を結び、「緑の連続性」を感じさせる沿道の景観形成  
→国道272号バイパス沿いの区域（都市計画区域内の道路中心から、両側に概ね100mの区域）

4) まちの拠点として、「もてなし」「にぎわい」「新たな交流」を生み出す景観形成  
→中標津市街地中心区域（都市計画用途地域における商業地域の区域）

5) まちなかの「にぎわい」と豊かな「自然環境」を感じさせ、「農村環境」を予感させる沿道の景観形成  
→中央通（道道13号・774号）・大通（道道69号）沿いの区域（都市計画用途指定区域内の道路中心から、両側に概ね100mの区域※4の区域を除く）

6) 自然環境と農村環境が「調和」し、「潤いと安らぎ」を感じさせる「住み心地」のよい市街地の景観形成  
→中標津市街地区域（都市計画用途地域における商業地域を除く区域※3～5の区域を除く）

7) 各集落の「歴史・文化を継承」し、「地域の風土と調和」する集落市街地の景観形成  
→計根別市街地及びその他集落区域（計根別、開陽、武佐、当幌、養老牛温泉等）

8) まちの「発展を支え」、「中標津を象徴」する自然環境、農村環境を守る景観形成  
→自然・農村景観区域（1～7）以外の全域※都市計画区域白地地域を含む）

P.61 参照

景観形成基準

P61-85 参照

中標津町全域に共通する景観形成基準及び色彩基準、8つの景観形成区域に応じた基準

- 建築物及び工作物の建設等
- 屋外広告物の表示、掲出 など

届出対象行為

P86-87 参照

景観計画区域内（行政区域全域）で、町に届出を必要とする行為を設定

- 建築物・工作物の新築、移転、増築、改築、外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 など

※景観形成重点区域、景観形成候補区域の指定

中標津町の景観形成を支える資源の指定方針や整備に関する事項

P88-94 参照

- 景観重要建造物の指定の方針
- 景観重要樹木の指定の方針
- 景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項
- 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

※文化的景観保護制度の活用（文化財保護法に基づく）

育てる

景観まちづくりのマネジメント「中標津型景観整備機構（仮称）」に向けた景観まちづくり活動のステップアップ

取組・支援・調整

P95-106 参照

景観まちづくりの推進方策

- (1) 景観に対する町民意識の醸成と関心の向上
- (2) 町民・活動団体・事業者等の持続的な景観まちづくり活動の促進
- (3) 景観計画と既存制度等を活用した景観まちづくり活動の支援

取組・支援・調整

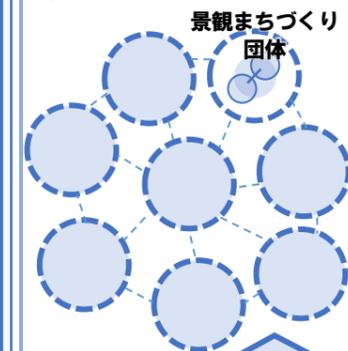
これまでに「活動してきた」活動団体

景観形成団体、景観活動団体

これから「設立される」活動団体

P107-115 参照

景観まちづくり団体  
8つの景観形成区域や、目的に応じて設置され、協働の景観まちづくりを実践



支援・調整・連携

行政の支援体制 庁内連携、活動団体の認定 など  
関係づくりに向けた受け皿整備(情報提供など)

中標津町の景観形成、景観まちづくりに関わる各種団体相互の連携及び組織化

景観法が定める各種産業の従事者による団体、各種公益事業者による団体の例：

中標津町農業協同組合、計根別農業協同組合、中標津町森林組合、一般社団法人なかしべつ観光協会、一般社団法人北海道建築士会中標津支部、中標津町商工会、中標津町飲食業連合会、中標津町緑化管理組合、中標津町建設業協会、一般社団法人中標津青年会議所、中標津町町内会連合会、公益社団法人中標津町シルバー人材センター、中標津町老人クラブ連合会、株式会社中標津都市施設管理センター、中標津ライオンズクラブ、中標津ロータリークラブ、各街づくり協議会、各種NPO等活動団体 など（※順序不同）